

平成 26 年度第 4 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 26 年 12 月 11 日（木） 午後 3 時 40 分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 7 階 701 号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 5 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」（旧野村家住宅（米屋））
- (2) 諮問第 6 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」（株式会社まるや八丁味噌）
- (3) 諮問第 7 号 「眺望景観の保全に係る眺望計画制度について」

4 会議に出席した委員（12 名）

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	水津 功
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	中根 克弘
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝
岡崎商工会議所	林 みずほ
景観整備機構	天野 裕
景観整備機構	岩月 美穂
公募市民	大野 敏夫
公募市民	新海 眞二

5 説明者

都市整備部長	岩瀬 敏三
都市整備部都市計画課長	初井 泰晴
都市整備部都市計画課 景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課 景観推進班主任主査	中村 敦
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	鈴木 孝道

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として水津委員及び大野委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(旧野村家住宅(米屋))(説明)

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 申請の内容及び関連する事項について
- (2) 景観重要建造物の敷地及び位置について
- (3) 外観変更することとなる行為の箇所について
- (4) 工事の仕様について
- (5) 関係法令等

9 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(旧野村家住宅(米屋))(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

まちづくり協議会が申請者となっているが、建物は借りているものであるため、持ち主しか変更の申請はできないのではないか。申請者をまちづくり協議会にした意図を知りたい。

また、変更はまちづくり協議会からの要望で行うのか、岡崎市が行政指導をするような形で変更をすることになったのか。

事務局：(景観推進班技師)

所有者以外も申請が可能であり、今回は、地元からの要望があり、申請されたものである。また、申請にあたっては所有者より「意見なし」との旨で意見書を付けていただいている。

新海委員：

所有者が意見なしとした場合であっても、変更が最も影響するのは所有者である。最低連名で出すなど、所有者の名前を申請書に出した方が良いのでは。

瀬口会長：

規定上これで良いということになっている。今後規定を変えることがあれば検討してほしい。

事務局：(景観推進班班長)

別途、現状変更の許可申請書というものが出てくる。そちらの添付資料に所有者の同意という書類が付いており、そこで同意をとる形になる。

景観法第22条 現状変更の規制において、「何人も、景観行政団体の長の許可を受けなけ

れば、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない」と規定されており、「何人も」とあることから、法律は所有者に限らず、管理や賃借をしている人が申請することも想定した内容となっている。現状変更をする場合は、賃借契約の中で書類のやり取りがある。そこで同意を得た上で、本日の審議会に議題を上げている。

中根委員：

景観法の 22 条は事実行為として、現状変更をする人が、許可を得るようという規定になっている。その上で、今回変更するのは事実上家主ではなく、協議会なので、現状変更する主体が許可をとることになる。そのため、22 条には準拠している。

また、賃借中に家主の了解を得て現状変更しているので、二者間の賃貸借契約上の違反にはならない。

ただし、賃貸借が終了した際に原状回復をする、となった場合に、再度現状変更の許可申請をする必要がある点が、問題として挙げられる。この問題については、今回の議論の対象外かとは思いますが、当事者間の契約で問題ない形になっているという解釈であると考えます。

今回家主の方が現状変更に同意しているので、仮に賃貸借が終わっても、景観を守る、という方向で返還する事になるのだろうと思う。

瀬口会長：

定期借家のような形で借りたものは、原状復帰が条件になる。そういうケースがあるかという問題だが、今中根委員の言われたように、変更前の状態に戻す場合も現状変更の許可を経る必要がある為、そのようなケースは審議会の中でブレーキがかかる。法律上はこの形で問題ないと思う。

なお、今回の現状変更の内容は、店舗の増築部分を取って、それによって現れた部分をできるだけ元の状態に合わせて作るというものになっている。

議長が諮問第 5 号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第 5 号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第 6 号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(株式会社まるや八丁味噌) (説明)

議長が諮問第 6 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班技師)から説明した。

- (1) 申請の内容及び関連する事項について
- (2) 景観重要建造物の敷地及び位置について
- (3) 外観変更することとなる行為の箇所について
- (4) 工事の仕様
- (5) 関係法令等

11 諮問第6号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(株式会社まるや八丁味噌)(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

現状変更に賛成している。周辺を見た時に、非常に良い場所だと感じた。現状変更をすればさらに良くなると思うので、是非やって欲しい。

残念な点として、近くを愛知環状鉄道や国道一号が走っている。もう少し、周辺の景観のことなどを考えながら事業を進めるべきであったと感じている。

中根委員：

今回の現状変更の費用負担はどうなっているのか。また、補助はあるのか。

事務局：(景観推進班技師)

費用負担は、所有者で、申請者である、まるや八丁味噌が行う。また、補助申請を考えておられるので、別途補助申請が、これから出てくる形になる。

瀬口会長：

防犯柵新設の部分について、範囲外となっているが、まちなみに合うような形でやっていただけなのか。

事務局：(景観推進班技師)

そのようにやっていただけよう、お願いしたいと思う。

瀬口会長：

今見る限りだと、あまりまちなみに合っていないように思う。これはアルミの格子のようなものか。

事務局：(景観推進班技師)

木製のものを考えていると伺っている。

瀬口会長：

例えば板塀や大和塀のような、和風のものにしていただくなどして、それを透かすようにすれば、向こう側が見える上に、上下に隙間があるのでそこから景色が見える。そうしたものについても、相談いただければと思う。

また、金物の水切りを撤去して漆喰の水切りを付けるとの事だが、漆喰の水切りは耐久性が問題ないものか確認したい。

岩月委員：

少し弱いかと思う。その辺がやり方によって良くなれば。

事務局：(景観推進班技師)

他でもやっている工法だとは伺っている。

瀬口会長：

蔵などは皆漆喰の水切りだが、壊れ始めるとすぐに駄目になってしまう。耐久性があるかどうか、少しチェックすると良いかと思う。できるだけ耐久性があるようにした方が良いのか、多少弱くとも、伝統的な工法でやった方が良いのか、意見の分かれるところではあると思うが。

佐藤委員：

ここの地域の用途地域と、防火準防火がどうなっているか知りたい。面積的な部分についても、全体の面積が書いていないので、教えてほしい。

事務局：(景観推進班班長)

用途地域は商業地域となっている。

説明資料の1ページ目・申請の内容及び関連する事項の、(9)参考の⑤その他の部分に、八帖地区計画という記載があると思うが、まるやさんは駅のそばという事で商業地域になっている。商業地域では原動機の面積制限を受けるが、まるやさんは原動機の面積制限が、通常の商業地域よりも緩和されている、緩和型の地区計画が適用されている。

容積率についても、本来400%の地域だが、緩和型という事で、原動機の緩和をする一方、容積率は200%と通常よりも厳しめの条件とする措置をしている。

併せて準防火地域であるため、防火の関係も当然チェックがあるのだが、建築基準関係規定において今回の状況はどうか、というチェックをしたうえで議題に挙げさせていただいている。

記載については、今後必ず用途地域等を書いたうえでお示ししたいと思う。

柴田委員：

景観重要建造物の範囲から、先ほどの柵が外れるという話だが、八帖地区景観形成重点地区という括りの中では、何か特に制限があるのか。

事務局：(景観推進班技師)

八帖景観形成重点地区内においては、建築行為をするときは事前協議という形で、書類を提出していただく。そのため、景観重要建造物の指定外の範囲の建物の行為についても、何

かしら外観を変更される場合は手続きをしていただく形となる。

地区内については、景観配慮指針という事で、自主配慮の範囲にはなるが、高さ・位置・形態・意匠・色彩・屋外設備等に関する指針を定めている。

例えば、「壁面及び屋根の色彩は、周辺のまちなみと調和するよう低彩度の落ち着いた色彩となるよう努める」、あるいは「壁面及び屋根の素材は周辺のまちなみと調和するよう落ち着いた質感を基本とし、自然素材を用いるよう努める」などの配慮指針を定めている。

柴田委員：

という事はその範囲内で、先ほどの防火柵についても意見を言うことができるのか。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

議長が諮問第6号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第6号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

12 諮問第7号「眺望景観の保全に係る眺望計画制度について」(説明)

議長が諮問第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(中村景観推進班主任主査)から説明した。

- (1) 大樹寺から岡崎城への眺望景観(通称：ビスタライン)の概要について
- (2) 高さ規制の現状と新たな規制手法について
- (3) 条例の概要について
- (4) 眺望計画の概要について
- (5) 実施スケジュール予定について

13 諮問第7号「眺望景観の保全に係る眺望計画制度について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員：

説明資料の「4 眺望計画の概要について」の部分に記載のある、「眺望景観保全地域内で建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響が特に大きいと認める土地を『特別地域』に定義する」という点について、「特別地域については視対象の幅を基本とする」とあるが、これはどういう意味か。

事務局：(景観推進班主任主査)

現在視対象として岡崎城を考えているので、お城の幅が視対象の幅となる。

瀬口会長：

見られる対象物の幅を基本とするという事。

柴田委員：

名古屋市の白壁町と主税町では、景観計画で高さ制限を定めている。あれとはまた違うものか。景観ではなく、眺望でやろうという事か。

瀬口会長：

名古屋市の場合、景観計画区域内にある建物が制限以上の高さになれば、その建物は違反建築物になる。だがその事によって、名古屋城が見えなくなるという事は無い。

岡崎の場合、一つでも岡崎城を遮る建物がビスタライン上に建つと、全てが駄目になるという事がありうる。という事が悩みの種になっており、そのためにこういう案が出てきたという理解で良いか。

柴田委員：

その中で、高いものは駄目だよ、という規制を作っていこうということか。

事務局：(景観推進班班長)

景観法は、高さが勧告までしかできない。それを変更命令までしようと思うと、今会長が言われたように高度地区という、都市計画の手法を使うことになる。白壁地区は、地盤面から何メートルという、一律の高さ制限をかけているが、ビスタラインは標高がバラバラで、地区ごとに高低差があるため、一律の高さ制限がかけにくい。

そこで、京都市や、石川県の白山といった、変更命令まで可能な眺望景観の規制をかけている事例のやり方を真似ている。

全国で岡崎市のように、勧告止まりではあるが、眺望の規制をやっているのは、四国の月山や、岩手の岩木山など。ただし、山を見るというのは上を見るもの。一個高い建物が建てば、それで景観が悪くなるものではあるが、ビスタラインは、一つでもお城を塞ぐように建物が立つと、取り返しがつかない。

景観計画において、近々強制力を持った制度に移行するとしていたが、我々の方でも制度設計、中根委員に法律上のアドバイスをいただいた中で、審議の方を上げさせていただいている。

全国でもまだまだ事例が少ないので、難しい点はたくさんあるかと思う。

中根委員：

眺望景観保全地域に入った地域内で、構築物を作ろうとすると、事前協議を頂くものと思う。事前協議をして、高さ制限に違反しているとなると、勧告をすることになり、勧告に従わないと変更命令という事になると思うが、変更命令に従わない状態で建築確認申請が出た場合、どのような手順を踏むのか。

高さ制限に違反しているという事で、確認は留保されるのか、あるいは通ってしまうのか、整合性がどうなる予定なのか聞きたい。

事務局：(景観推進班主任主査)

建築基準法の確認申請では、関係規定の中に、消防法や都市計画法など、各法規を審査するよという項目がある。その中には景観法が無く、眺望景観を自主条例でやった場合に審査の対象外となるので、あくまで確認は下りてしまう。

中根委員：

建築確認で言う建築関係法規に、この規定は入らないという事か。

事務局：(景観推進班主任主査)

はい。確認申請を確認した建築主事や民間の指定確認検査機関に、眺望計画制度に関する規制を見落とししたからといって落ち度が生じるわけではない。

瀬口会長：

整合性は無いという事か。

事務局：(景観推進班主任主査)

建築確認には無い。

中根委員：

建築確認が済んだからと言って従わずに建ててしまうと、罰則の対象になるが、罰則を受ける覚悟で建てれば、建築基準法違反にはならない。

佐藤委員：

確認申請があり、構造計算もチェックした段階で役所の方から、高さが高いから、直してくださいとなると、最初からまたやり直しになってしまう。そういった点を、どこまで、どのように徹底していくのかを知りたい。

事務局：(景観推進班主任主査)

現在すでに行っている景観協議も同様だが、条例上、確認申請などの一番最初の手続きを出す60日前に、協議をしてくださいという規定となっている。構造計算となるとそれ以前にやっているかもしれないが、できる限り早い段階で協議を義務付けることにより、変更を可能とする配慮をしている。

瀬口会長：

イギリスでは、プランニングパーミッションという、許可をもらうための手続きは、建築家の責任となる。許可が取れなくて工事が遅れたり損害が生じた場合、責任を負うのは専門家である建築家。日本の場合行政の責任となる風潮があり、それは設計する人の自立性が無

いという事であると思う。

佐藤委員：

最初のチェックを怠っていたという事。

瀬口会長：

そうならないように、行政がきちんとしたアナウンスを、民間の指定建築確認検査機関にもしていく必要がある。そうしなければ、いつまでたっても行政におんぶにだっこという図式から抜け出すことができない。

柴田委員：

違反広告物はその通りの状態。もっと色々な業者に、こういうものは違反広告物ですよ、と言って周知をし、スポンサーまで歯止めがかかればいいのだが。

瀬口会長：

見落としのある状態で設計をして、損害が生じた場合、それは設計事務所の責任か、行政の責任か、という問題になると思うが、日本では行政の責任と考えられ勝ち。日本の場合行政におんぶにだっこという姿勢が強く、民間の資格を持っている人たちの責任が弱いという状況がある。

これは一つの試金石でもある。今ご指摘いただいた事は十分起こりうるおそれがあるので、しっかりとアナウンスしていただかないといけないし、建築基準法等の法律がリンクしていないという事も当然あることなので、法律をリンクするように改正していく、という方向もあるかと思う。現在法とリンクしていないから、この制度をしてはいけないという事になると、制度自体が実施できなくなってしまう。

事務局：(景観推進班班長)

二点ほど補足を。

景観法と、建築基準法の関係規定は建築確認においては全くリンクしていない。宅地建物取引業法では、景観法関連の規制は重要事項として説明をしないとけないので、土地や建物の売買が伴えば、こういった規制がかかることによってどうなるのかを知るすべが有る。

また、工夫として、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例で建築確認の60日前に協議を義務付けているので、その段階で景観の規制をご案内して、建築主等々の不利益にならないよう措置を取る形で、運用を進めている。

佐藤委員：

こうした規制があることを、知らない人は知らないのではと思う。

事務局：(景観推進班班長)

平成 16 年に景観法が制定され、24 年に景観計画を策定した。案件のある設計士の方は当然ご承知だが、初めて知られる方も窓口には多くいらっしゃるのでは、周知は課題であると考えている。

瀬口会長：

そういうのは、クライアントが設計士を訴えるもの。そして、そうならないように事前にどんなものがあるかチェックするのは、専門家の仕事であると考えている。

天野委員：

罰則について、建築確認申請で確信犯的に、罰則を受ける覚悟でやる業者が出ないとも限らない。そうした場合にどの罰則を当てるのか。また、50 万円以下の罰金と言うと微々たる金額。大きな事業の場合、罰則を受けてもいいという判断がなされる危惧を感じる。もう少し罰則を強くすることはできないのか。

また、特別地域に想定されている場所には、岡崎城の後ろも含まれている。城の後ろに高いビルが建つと景観が阻害されるという事だと思うが、この特別地域の終点はどのように決めているのか。

事務局：（景観推進班主任主査）

罰則についてだが、最終的に工事に至る場合、まず設計をする。事前協議や届出制度があるため、ここで設計の変更の命令をする。それに従わない場合は 50 万円以下の罰金が適用され、それでも設計変更の命令を無視して建物を造った場合、一年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が適用される。それでも建物が出来てしまった場合は、元の状態へ直さなければならないので、行政代執行及び告発の流れになる。

罰則の重さについては、景観法に準拠し、同程度の罰則規定を定めている。

二つ目の、特別地域の範囲については、国道 248 号の南まで範囲指定をする予定。それ以南は高度地区の制限がかかっている。

殿橋からの眺望景観については、今後どの範囲までの制限が適当なのか、検討してまいりたいと思う。

中根委員：

景観法の言う景観の概念の中に、眺望景観が入るかという問題について。これが入ると言うことであれば、新たな規制を設ける必要は無いのでは、という問題提起を市にしたが、景観法の言う景観の概念の中に、眺望景観は入らないというのが、京都市などの自治体が取っている立場である。そうでなければ、眺望景観という新しい制度を作らなくても、景観法の中で処理できるはず。

そこで天野委員のおっしゃる、罰則を難しくする、という点が問題になるのだが、法律と条例という関係上、もし景観法で言う景観の外側に眺望景観があるのであれば、景観法を作る際に、そもそも眺望景観を除外しているという事になる。法律が規制対象外としたものを、

自治体が条例で規制できるかという議論になってきて、昔はこれについて、国が優位であるという発想から、それはできないという考え方があったのだが、地方自治への意識が変わり、法律の趣旨で、法律が規制しないものも自治体の特性に応じて規制する事が良い、と解釈が最高裁で変わった。

景観法が規制の対象としなかった眺望景観を自治体が独自の判断で規制する事は、景観法自身は許しているという解釈に立ち、問題は、景観法のパラレルと同じ上限に罰則を設定したというところ。景観法が規制の対象にしなかった事を自治体が規制する事は良いが、同じ景観の中で景観法よりペナルティを上にしてしまうと、法律と条例の抵触の問題がより顕著になるので、規制対象外だがペナルティについては景観法の景観と同じ所までとどめておこうという配慮を市がして、こうした上限にしたという事かと思う。罰則を強める為には、今述べたような法的な制約がかかると思われる。

瀬口会長：

そう言うものが出たら、市民が反対する、社会的通念として押しとどめて行くという、後押しが必要であると思う。

規制の終点については、フランスの制度だと大体対象物の後ろ 500m としている。どれだけ高い建築が後ろに出来るかは国によって違うので、フランスが 500m だから日本も同じで良いかと言うと、それは分からないが、一応大体 500m でやっている。

天野委員：

こうした景観を守るための制約は必要だと思うが、一方で高い建物を建てたくても、隣の人は建てられるが、自分は建てられないという、不動産の価値が下がるような事を心配される所有者の方はけっこう居られると思う。恐らく今後、関係者への意見聴取などによって、意見等を募るものと思うが、実際に制限を掛けることで、地価が下がるような事が想定されるのか。

瀬口会長：

高さ制限を掛けることで、田園調布のように地価が上がるケースもある。それに対して特別に税金を取れるかと言うと、取っていない。その辺のバランスはどう考えるのか。

また、財産権の侵害に当たるかどうかは、容積率が問題となるのであって、高さを高くする事については公共の福祉を優先すべきであると考えます。容積率が決まっているのに、それが低くなる事は問題かもしれない。そうすると、過小宅地がどれだけあるかという話になってきて、ここに関する問題はあまりないのではないかと思う。高い建物を建てたいという要望と、公共の福祉はせめぎ合いであり、要望を全て認めてしまえば、景観をより良いものにすることができない。

公共の福祉をどうするか。また、財産権を尊重しつつ、その財産権をどこまで皆さんが許容するのか。と考えながら、規制を一般的な常識でやり、後は法律の世界で大丈夫かなじまないかを判断する。理論武装して、歴史的眺望景観が岡崎市にとって非常に重要だという事

を皆さんに理解いただき、制度の実現を目指す必要があると思う。

新海委員：

「徳川家・松平家の菩提寺である大樹寺の本堂から」とあるが、本堂からは岡崎城が見えない。三門から、という表記に統一しなくては、どうやって見るのか、と言う人がでてくるのでは。「本堂から」と入れずに「大樹寺から」とすれば、曖昧な表記の為問題無くなるのではないか。

先日大樹寺に行ったところ、「岡崎城から大樹寺が見えるように」という趣旨であると説明された。一方岡崎市の文章では、「大樹寺から岡崎城が見えるように」となっている。その辺を確認して欲しい。

また、眺望景観の規制を京都市と石川県がやっていると言うが、具体的には京都市のどういう所でやられたのか。岡崎のビスタラインとは計画が違うと思うが。

事務局：(景観推進班班長)

まずビスタラインについて。お寺に伝わっている内容によると、「本堂から見えるように」という思いにより」という風に記載があるので、位牌が本来本堂の方に安置されており、それが見えるようにビスタラインが形作られたという事であると思う。物理的には本堂からは岡崎城がなかなか見えない。大樹寺や歴史家の方とよくよく調整の上、こうした風に伝わっているとされる内容であるが、今一度確認を取りたいと思う。

また、お寺の方に伝わっているように、お寺から城が見えるようにという、思いも当然あるかと思うが、これは真実を調べる事は大変難しい。当時は大樹寺の周辺も岡崎城と同じ台地に立っており、さえぎるものも無かったと思うので、双方から見えるようにという思いがあったのではと思う。

また、京都市と石川県についてだが、京都市は眺望景観創生条例を制定し、大文字焼きや、円通寺というお寺からの借景などの、市内全域の名所の眺望規制がされている。

そういう意味で言うと京都市は、かなりたくさん眺望規制が上空に飛んでいる形になる。

石川県の眺望規制は白山への眺望規制で、県が行っている。広域でやっている点に特色がある。

新海委員：

大文字は5カ所あるが、どういう範囲で規制をやっているのか。

事務局：(景観推進班班長)

規制の際には、眺望点という視点場を決める。京都市も視点場には、岡崎市のように鉾が入っている。そして、大文字の真ん中の点と眺望点の真ん中の点を結んだ両側、扇型の形で、岡崎市と同じように規制を掛けている。岡崎市の眺望規制は、仕組みとしては京都市の手法を参考としている。

新海委員：

ビスタラインは三門という限られた範囲が視点場だが、大文字焼きは京都市内のどこからでも見る事ができる。特定の視点場を設ける事はできないのではないか。

事務局：(景観推進班班長)

設けている所もある。橋の上など。鴨川の沿道沿いなどは連続して見る事ができるので、扇型の規制が連続で続き、台形のような形の規制になっている。

京都市は、XYZの座標を持って、視点場を決めた規制を掛けている。

瀬口会長：

眺望点を決めないと規制は難しい。岡崎城の場合は三門の前に鉾を打っているので、そこからの規制としている。ただし、本多氏がお城から大樹寺を見ていた、いつも拝んでいた、また、家康の位牌が本堂にあり、そこから岡崎城を見ていたなどの話が伝えられており、双方が見ていたのだと思われる。そうした伝えられている内容を、現在三門の前に集約している形になる。表現については、事実関係を確認して頂き、今ご指摘があったように修正して頂く形で。他市の例はまた説明して頂ければと思う。

中根委員：

白山のようなものは理屈抜きで、見れば美しいと思えるものだが、ビスタラインをどちら側から見るかという議論は、結局、価値付けや意味付け、市民が眺望景観を大切にしようと思う定義というか、意味付けに関わってくる問題であると思う。市民に対して市がどうやって説得力を付けるのかは難しい問題だと思う。城から見る菩提寺が大切である、あるいは逆に、お寺から見る城が大切である、そういった点を上手く説明しないと、市民の共感や、この条例を守ろうという機運が醸成されないと思われる。

瀬口会長：

全国に同じような条例が無い訳ではない。見守っているという感覚によるものとして、条例が形作られている。広島の場合、お城から城主の菩提寺が見える。これもまた、見守っている、という観念があるのではないかと思う。大樹寺も徳川家と縁のあるお寺で、やはりそこから岡崎城を見ているのだと。だから、家康の位牌を置いた。そのため、そう言う説明をすれば、方向は問題なくなる。「本多氏が朝夕大樹寺を拝んでいた」という話だと、「本多氏とは誰か」という話になりかねない。大樹寺は、家光との関係で建立されたお寺だから、徳川家のエピソードを持ってくるのが自然ではないか。そのあたりは歴史の先生によくお話を伺って、分かりやすくご説明いただく方法をご相談するのがいいのではないかと思う。

天野委員：

これから殿橋から、岡崎城への眺望景観を検討されるという事だが、殿橋から岡崎城までは今後も恐らく何も建たない。どこか一箇所、岡崎城が見える場所を大樹寺以外にも設定し

ようという事は、象徴的であるとは思いますが。せつかく新たな眺望計画を作るのであれば、例えば東岡崎駅から岡崎城までを指定して、そこをゆくゆくは岡崎城が見える状態に変更して行くなど、そういう誘導をして行く可能性もあるのではないかと。

瀬口会長：

ご参考に検討して頂ければありがたい。

河江委員：

眺望景観保全地域とある中の、ビスタラインには、それが見えなくなるような建物は恐らく建たないと思うが、ビスタライン外の眺望景観保全地域の高さ制限は、今後進めることが可能なのか。現在すでに、すぐ近くに高いマンションが建っているのだが。

事務局：(景観推進班主任主査)

今計画をしているのが、特別地域という狭い範囲は高さ制限をかけ、眺望景観保全地域では、特に高さ制限まではせずに、意匠形態・デザインなどを指導すると言う内容である。

岩月委員：

眺望景観の保全について、建築物については罰則が設けられているが、電線や看板などの工作物には、どのような制限をお考えか。

事務局：(景観推進班主任主査)

工作物にも建築物と同様の制限を掛ける予定でいる。電線は適用除外となっている。

事務局：(景観推進班班長)

空中線は景観法の枠組みでも対象外となっている。だが、ビスタライン周辺に電線だけ残っているというのは景観上良くないので、無電柱化を進めたいと考えている。また、国交省が策定を予定している、次期無電柱化計画のガイドラインには、観光というキーワードにおける無電柱化の推進も入ると聞いている。現在国もオリンピックの開催を控え無電柱化に意欲的に取り組んでおり、ビスタラインにとっても追い風になると思われるので、無電柱化を併せて進めて行きたい。

柴田委員：

来年は家康公顕彰 400 年。それに向け岡崎市が盛り上がると思うので、是非委員の皆様にもご参加のほどをお願いしたい。

瀬口会長：

よろしく申し上げます。

議長が諮問第7号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第7号について原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

14 その他

新海委員から京都市の大文字焼きの眺望規制図を見たいとのご要望があった。

柴田委員から京都市の現地視察を行いたいご要望があった。

事務局から次回第5回の景観審議会は、平成27年2月中旬の開催を予定している旨の報告があった。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第4回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
